

大刀洗町告示第54号

令和4年第23回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

令和4年11月25日

大刀洗町長 中山 哲志

1 期 日 令和4年12月9日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

隠塚 春子

平田 康雄

野瀬 繁隆

黒木 徳勝

平山 賢治

東 義一

古賀 世章

松熊武比古

高橋 直也

安丸眞一郎

○応招しなかった議員

議事日程 (第1号)

令和4年12月9日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第66回町村議会議長全国大会の報告

④委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 議案第41号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5 議案第42号 甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、
共同処理する事務の変更及び規約の変更について

日程第6 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第44号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について

日程第8 議案第45号 町道の廃止について

日程第9 議案第46号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算 (第8号) について

日程第10 議案第47号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号) につい
て

日程第11 議案第48号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算 (第2号)
について

日程第12 議案第49号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算 (第3号) について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①陳情の報告

②検査結果の報告

③第66回町村議会議長全国大会の報告

④委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告（あいさつ）

日程第4 議案第41号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第5 議案第42号 甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、
共同処理する事務の変更及び規約の変更について

日程第6 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

日程第7 議案第44号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について

日程第8 議案第45号 町道の廃止について

日程第9 議案第46号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について

日程第10 議案第47号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につい
て

日程第11 議案第48号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）
について

日程第12 議案第49号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

出席議員（10名）

2番 隠塚 春子	3番 平田 康雄
4番 野瀬 繁隆	5番 黒木 徳勝
7番 平山 賢治	8番 東 義一
9番 古賀 世章	10番 松熊武比古
11番 高橋 直也	12番 安丸眞一郎

欠席議員（なし）

欠 員（2名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 佐田 裕子

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	中山 哲志	副町長 ……………	大浦 克司
教育長 ……………	柴田 晃次	総務課長 ……………	松元 治美
税務課長 ……………	田中 豊和	福祉課長 ……………	矢野 智行
地域振興課長 ……………	村田 まみ	産業課長 ……………	矢永 孝治
建設課長 ……………	棚町 瑞樹	子ども課長 ……………	平田 栄一
健康課長 ……………	早川 正一	生涯学習課長 ……………	佐々木大輔
会計課長 ……………	山田 恭恵	住民課長 ……………	案納 明枝
財政係長 ……………	福岡 信義	人事法制係長 ……………	辻 孝将
企画係長 ……………	棚町 寿	監査委員 ……………	村山真知子

開会 開議午前9時00分

○議長（安丸眞一郎） おはようございます。

現在の出席議員は10人です。ただいまから、令和4年第23回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、議会広報委員会より議場での写真撮影の申出がありましたので、許可しております。御了承ください。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（安丸眞一郎） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、2番、隠塚春子議員、3番、平田康雄議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員会委員長の報告を求めます。黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） 皆さん、おはようございます。議会運営委員長の黒木徳勝です。

12月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は令和4年12月2日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。安丸議長及び執行者側から松元総務課長の出席を得て協議いたしました。会期及び会期日程表をご覧いただきたいと思います。議会運営委員会で協議の結果、本定例会の会期は12月9日から16日までの8日間と決定いたしました。

会期8日間の内容ですが、まず本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただきます。

10日、11日は休会といたします。

12日は本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

13日は休会といたします。

14日は全員協議会を開催いたします。

15日は休会といたします。

16日は本会議を再開し、議案審議とさせていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程ですが、当町議会の円滑な議会運営ができますよう、ここをお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） お諮りいたします。定例会の会期は議会運営委員会委員長の報告のとおり、本日から12月16日までの8日間にしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から12月16日までの8日間に決定いたしました。なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（安丸眞一郎） 日程第3、諸報告を行います。

まず、陳情の報告を行います。

これまでに1件の陳情書の提出がありましたが、配付のみの取り扱いとすることにいたしました。御了承ください。

次に、検査結果の報告を行います。監査委員より、令和4年10月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、第66回全国町村議会議長会全国大会の報告を行います。去る11月9日、東京のNHKホールにおいて、全国926の町村議会から議長及び議会事務局職員ら約1,700人が3年ぶりに、一堂に会して開催されました。初めに、主催者を代表して挨拶に立った南雲会長は、町村が安定した行政サービスを提供していくためには、地方税地方交付税などの一般財源総額の確保充実は必要不可欠であり、来年度の予算編成に当たって確実に確保されるよう求めていると力強く挨拶されました。続く来賓祝辞では、公務のため出席が叶わなかった岸田文雄内閣総理大臣のメッセージが披露された後、細田衆議院議長、長浜参議院副議長、寺田総務大臣、岡田デジタル田園都市国家構想大臣、遠藤利明自由民主党総務会長、荒木泰臣全国町村会長らがそれぞれ祝辞を述べられたところです。ほかにも、衆参両院合わせて48名の国会議員の御臨席をいただきました。議事では、新型コロナウイルス感染症対策及び経済対策等に関する特別要望など38件の要望のほか、議会の機能強化及び多様な人材が参画するための環境整備に関する重点要望が提案され、満場一致で決定いたしました。また、地方議会の位置付けを明確に規定する地方自治法の改正などの早期実現を求める特別決議など、緊急かつ重要な課題として解決を図る必要がある案件について、特別決議が提案され満了一致で決定したところです。大会後の全国議長研修会で

は、外交政策研究所代表の宮家邦彦氏による最新の国際情勢と日本経済に与える影響と題しての講演がありました。なお、大会での決議などについては、全国町村議会議長会のホームページに掲載されていますので、ご覧いただきたいと思います。

以上で第66回全国町村議会議長会全国大会の報告を終わります。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。まず、総務文教厚生委員会東義一委員長、登壇して報告願います。東義一委員長。

○総務文教厚生委員長（東 義一） 改めておはようございます。総務文教厚生委員長の東義一でございます。閉会中の総務文教厚生委員会の報告をさせていただきます。当委員会を去る11月7日、29日に、全委員6名また安丸議長の出席のもと委員会を開催いたしました。11月7日の議題といたしまして、令和4年度当委員会の年間活動下半期の取組方針また令和5年度の年間活動について、委員からの意見要望等を受けて共有いたしました。内容としては、コロナ禍の感染状況で上半期での活動ができなかった、ごみ処理関係の視察研修の実施、また来年1月に教育環境問題に関する視察研修及び行政の所管する事業を、定期的に調査研究に取り組む年間活動計画に沿って担当課の現況調査であります。また令和5年度の年間活動について、行政の所管事務の調査研究の取り組み確認の実施及び先進地視察に関することです。こうした中に11月16日、あらゆる廃棄物を他の分野の原料として活用し、最終的に廃棄物をゼロとすることを目指し、資源循環型社会を構築する事業に取り組んでいる北九州市エコタウンセンターへ、視察研修を実施いたしました。後日、北九州市のエコタウン視察研修の振り返り成果と課題について、各委員から意見があり、行政の方針としてゼロカーボンシティ宣言の必要性、ペットボトルリサイクルと食べ物残渣を肥料にするなど、生ごみの資源化ということが必要不可欠であること。また、今後とも当町におけるごみ削減へ向けた行政の取り組みを注視していくことを確認いたしました。

次に、11月29日、委員会の審議議題として所管する事業を、定期的に調査研究に取り組む年間活動計画に沿って空き家対策事業について住民かまた地域振興課それぞれの課長、係長の出席を得て現状調査及び説明を求めました。近年地域における人口及び世帯数の減少や既存の住宅、建築物の老朽化等に伴い使用されていない住宅建築物が年々増加し、本町においても214件、これは令和3年度空き家等実態調査でございますの推定空き家等があり、今後も空き家は増加し、適切な管理が行われないまま放置されている状態の空き家は防災、防犯、安全、環境、景観の阻害と、多岐にわたる問題を生じさせ、引いては地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしているものもあり、早急な対策の実態が求められている中に、1番として特定空き家等の件数、令和3年空き家件数214件、うち特定空き家数7件、2番目に空き家の増員要因。3番目に空き家の現在の状況。4番、空き家等の除去補助交付申請事業、5番、空き家の利活用より空き家バンク、以

上のことについて説明を求めました。こうした中に当町では、空き家に関する対策を総合的かつ計画的に行い、良好な住環境の保全及び安全なまちづくりに寄与する目的として、大刀洗町空き家等対策計画を策定し、今後空き家等対策に取り組むということでした。

以上で、委員長の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、建設経済委員会、野瀬繁隆委員長、登壇して報告をお願いします。野瀬繁隆委員長。

○建設経済委員長（野瀬 繁隆） 改めましておはようございます。建設経済委員会委員長の野瀬でございます。私からは、閉会中の建設経済委員会の活動について、報告をいたします。

令和4年10月14日10時より協議会室において、委員会を開催いたしました。出席は全委員と議長及び事務局でございます。審議事項は、今年度の下半期の活動及び令和5年度の活動計画についてを議題とし、今審議をいたしたところでございます。今年度下半期の活動につきましては、10月下旬に予定しておりました、6次産業化及び災害復旧についての岡山方面への視察研修は、日程調整が非常に厳しく、実施できていませんが、今後近隣市町での事例研修などを含め検討することとしています。

次に、令和5年度の活動計画につきましては上半期に水路計画、ため池新設事業などの所管事務調査、下半期に6次産業化災害復旧についての視察研修を予定し、合わせて所管事務に関わる調査を引き続き行うこととしております。

以上、簡単でございますけれども閉会中の建設経済委員会の活動等の報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告をお願いします。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。議会広報委員会委員長の平山でございます。委員長報告を行います。

閉会中の所管事務調査。1、たちあらい議会だよりの編集及び発行について。第176号の作成については8月30日に広報委員会また9月27日以降に編集会議を4回開催し、10月28日に発行しております。行政各位にはお忙しい中に原稿の確認、添削など御協力いただき感謝申し上げます。次号177号の発行につきましては去る12月5日に広報委員会を開き企画や日程を協議したところでございます。来年1月27日の発行を予定しております。

2、ホームページ等の運用に関する事項について。フェイスブックページは閉会中26件の記事を更新しております。内容は、定例会や臨時会に関すること、委員会活動に関すること、議会報告会や議会モニター制度に関すること、先進地視察や視察受け入れに関すること、研修会に関すること、その他であります。また現在、先進地の事例を研究しながらインターネットにおける情報公開の拡充、コンテンツの追加、親しみやすいホームページの実現に向け、協議を進めているところでございます。

3、その他議会の広報に関する活動。12月定例会の案内チラシを作成し回覧をお願いしたところであります。

4、その他。1、広報研修について。9月21日全国町村議長会主催の広報研修会が東京の永田町で開かれ、正副委員長2名で受講しました。3名の講師から伝わる広報誌の作り方、住民の皆さんと双方向型の広報活動、インターネットとの連携など、多くの角度から御指導いただきました。とりわけ共通して指摘された点としては、1、伝えるではなく伝わる工法を意識すること。2、インターネットなど様々な媒体と連携しての広報のハイブリッド化。3、見出しやリードの必要性などの点であり、広報の普遍的な基本として変わらないものや時代に即して変化していかなければならないものなど、様々な御指摘がありました。デジタル化が進む中でこれからの5年くらいが大きな変換期になるのではないかと感じた次第です。また、第3講義の吉村先生からは3つの議会広報が教えてくれることと題して、広報コンクール1位から3位までの誌面解説があり、当町の議会だよりも紹介していただきました。当町の議会だよりの特徴として、議会の取り組みが可視化されていること、明るくつつきやすいこと、教科書にもなりうる誌面づくり、住民のニーズに応える情報提供、コンパクトなレイアウトなど、5点の紹介がありました。

次に、11月22日福岡県町村議長会主催の広報研修会が福岡市内で開かれ、広報委員全員と事務局が参加しました。講師の吉村潔先生から、これからの議会広報を考えると題して、先進的な議会が進められているウェブ連携の事例や、多様な世代、障害のある人などに対する多様なコミュニケーション手段の必要性が指摘されました。午後は、県内の6市について実際の誌面を添削してもらいました。たちあらい議会だよりは、議会報告会やモニター制度など広聴活動が評価される一方、ページ構成の改善や会議のさらなる公開などの課題は指摘されました。これら2件の研修を踏まえまして、11月24日に広報委員会を開き、全国研修の報告と福岡研修の成果について意見交換しました。各委員から、ホームページの改善に関する提案やレイアウトデザインに関する改善や、今後の企画の在り方など活発な意見が出されました。残る任期で、できる限り改善を進めてまいります。

その他の2、視察受け入れについて。9月の閉会以降、広報に関して5件の視察を受け入れております。青森県三沢市議会、宮城県名取市議会、熊本県高森町議会、宮崎県新富町議会、鹿児島県霧島市議会また愛知県飛島村議会など、議会運営委員会で受け入れた事案でも広報活動に関して説明を行っております。今後、今月から来年2月にかけても5件の視察お申し込みをいただいております。視察をお受けすることは当委員会にとっても、様々な議会の取り組みや課題をいながらにして知ることができ、また質疑をお受けする中で、当委員会の課題も明らかになるため、私共にとっても貴重な学習の機会と感謝しております。また、町内経済の活性化のため、町内飲食店での御利用をお願いしているところでもあります。広報研修や受け入れの成果を生かし、次期

の委員さんに合理的に引き継げるよう、制度や文書の整備を進めてまいります。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） 次に、議会運営委員会、黒木徳勝委員長、登壇して報告願います。黒木徳勝委員長。

○議会運営委員長（黒木 徳勝） それでは、議会運営委員長の黒木徳勝です。

閉会中の委員会報告を行います。

9月27日19時より、議会モニターさんとの意見交換会を役場2階協議会室において開催いたしました。出席者は全議員とモニターさんは6名出席で2名欠席でした。意見交換の議題は、議会運営について、一般質問について、議会広報についてでした。いろんな意見が出ましたが、避難所の問題、議会での専門用語の問題、また子育ての問題、不登校、入札情報等が主な議題でした。それがどのように住民に伝わっているか等の意見交換がされたところです。

10月18日10時30分より12時まで、愛知県の飛島村の議会議員行政視察について、議会運営委員会5名と安丸議長で対応いたしました。研修内容については、議会改革、議会の活性化及び防災への取り組みについてでした。研修人員は14名で飛島村の議会議員10名と村長、担当職員事務局12名で14名でした。内容につきましては、防災の取り組みについては総務課の消防防災安全係の塩足課長が説明いたしました。議会改革議会の活性化の取り組みについては、平山議員から説明してもらいました。そして、意見交換会を終わって研修を終えたところです。

令和4年11月7日9時から、令和4年度下半期と令和5年度の事業について、協議会室において協議いたしました。出席委員は5名と安丸議長の出席を得て協議いたしました。議題は今年度の下半期の活動計画についてと、来年度の活動計画についてでした。令和4年度の下半期につきましては、11月に議会BCPについて調査。12月にモニター意見交換会について、1月については議会基本条例の評価、2月につきましては愛知県丹波郡大口町等の視察について計画しております。令和5年度につきましては、6月の定例会につきましては定例会の終わり後のモニターとの意見交換会について、8月についても通常議会運営委員会を開催し、9月につきましては定例会の終わった後については、モニターさんとの意見交換会、10月以降については、11月については議会運営委員会、12月にモニターさんとの意見交換会、そして1月につきましては新議員さんで、一応議会基本条例の評価及び研修については1月に予定しておりますけれども、これは新議員さんで計画をお願いしたいというふうに考えておるところです。2月については、定例会後にモニターさんとの意見交換についてというようなことで、年間行事の計画を作成したところでございます。

11月11日10時より、朝倉市の議会に業務継続計画についての策定、運用についての視察に行きました。私と副委員長の平山議員、事務局長と3人で事前調査に行ったところです。内容

についてはまとめておりませんので、後日まとめて委員会に報告するようにしております。

以上をもって報告を終わります。

○議長（安丸眞一郎） これで委員会所管事務調査の報告を終わります。これで議長報告を終わります。

次に、町長より挨拶をしていただきます。中山町長。

○町長（中山 哲志） 皆さん、おはようございます。議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日ここに、令和4年第23回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にも関わりませず御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今月1日、福岡県では福岡オミクロン警報が発動されました。現在、福岡県では新規陽性者数が5,000名を超え、病床使用率が3割を超えるなど感染が再び拡大をしています。また、これから冬に向け新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行も懸念されているところです。町民の皆様には改めて場面に応じたマスクの着用や咳エチケットの遵守、手洗いや換気の徹底、3密の回避などの感染予防に努めていただきますようお願いをいたします。合わせて、感染された方、ワクチン接種を望まない方の、人権の尊重と個人情報の保護にも十分な御配慮をお願い申し上げます。

さて、早いもので本年も残すところひと月たらずとなりました。今年1年を振り返りますと、コロナ禍への対応と、ロシアのウクライナ侵攻と、急激な円安に伴う物価高騰対策に追われた1年であった気がしています。一方、今年は6年ぶりに大きな災害もなく、実りの秋を迎えることができました。コロナ禍の一日も早い終息と大きな災害のない日々が続くことを願っているところです。

また、今年の住民協議会では歴史ある住宅と城跡の未来をテーマに御審議いただいています。これまで無作為抽出で選ばれ委員に就任いただいた方は290名と人口の1.8%を超えています。こうして町のこと、地域のことを自分事として考え行動くださる住民の皆様が増えていけば、大刀洗の未来はより良いものに変わっていくと確信をしています。

さて、今議会には大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定1件、甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務及び規約の変更1件、指定管理者の指定2件、町道の廃止1件のほか、ふるさと応援寄附金の増加や福祉施設や畜産農家の物価高騰対策などに必要な経費を計上した一般会計補正予算など、一般会計及び特別会計の補正予算4件を提案いたしております。いずれも、重要な案件を提案いたしておりますので、慎重に御審議いただきまして、最後には御承認いただきますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶といたします。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4 議案第41号 大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第4、議案第41号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） おはようございます。建設課の棚町でございます。

議案第41号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

議案第41号大刀洗町下水道事業の設置等に関する条例の制定について、上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由といたしまして、令和5年4月1日から下水道事業に地方公営企業法を一部適用するに当たり、地方公営企業法第4条の規定に基づき地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項を条例に定める必要がある。これが、条例案を提出する理由でございます。

1ページをお開きください。条文に沿って説明いたします。

第1条は、下水道事業の設置を定めており、地方公営企業法第4条に基づき、下水道事業の設置について規定するとともに、法適用する下水道事業を大刀洗町公共下水道事業及び農業集落排水事業としております。

第2条は、法の財務規定等の適用を定めており、これは地方公営企業法及び地方公営企業法施行令では地方公営、地方公共団体は条例で定めるところによりその経営する企業に地方公営企業法の規定の全部または一部を適用することができるとされており、本町では財務規定のみの一部適用としております。

第3条は、経営の基本に関するものです。これは第1項で下水道事業の経営に関する基本理念を規定し、第2項では下水道の規模について定めており、区域及び人口は事業計画に定めたものとしております。

第4条は、重要な資産の取得及び処分について定めており、重要な資産の基準については地方公営企業法の規定により土地につき市町村にあっては1件5,000平方メートル以上、不動産もしくは動産の借り入れもしくは譲渡の予定価格は町村700万円とされております。

第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除に関する規定。本条では職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上で

ある場合と規定しています。

第6条の、議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等に関する規定であります。本条により負担付きの寄附又は贈与の受領で金額が100万円以上のもの及び法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で金額が100万円以上のものについては議会の議決を要するものとしております。

第7条は、会計事務の処理について、収入支払事務等の権限を会計管理者に現行どおり委任することとしております。第8条は業務状況説明書類の作成について、地方公営企業法第40条の2第1項の規定により、年2回の業務状況の公表のための書類作成事項を規定しております。

最後に、附則第1項において施行期日を令和5年4月1日とし、附則第2項においては大刀洗町特別会計条例の一部改正で3ページの新旧対照表をご覧ください。大刀洗町特別会計条例の本則第3号を削り第4号を第3号とするものであります。

以上、条例案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第5. 議案第42号 甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について

○議長（安丸眞一郎） 日程第5、議案第42号甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 住民課の案納でございます。よろしく申し上げます。

議案第42号の御説明をいたします。

甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少、共同処理する事務の変更及び規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、甘木・朝倉・三井環境施設組合規約を別紙のとおり変更する。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由でございますが、令和5年3月31日をもって、久留米市が甘木・朝倉・三井環境施設組合から脱退することに伴う、甘木・朝倉・三井環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更により、甘木・朝倉・三井環境施設組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、2ページで御説明したいと思います。新旧対照表をご覧ください。右側が現行、左側が改正案となっております。

まず第2条です。組合を組織する地方公共団体第2条中「、大刀洗町及び久留米市」を「及び大刀洗町」と改めます。

次に、第3条です。組合の共同処理する事務でございます。まず現行の表をご覧ください。

(3)でございますが、「三輪ごみ共同処理場の施設及び管理運営に関する事務」とありますが、これにつきましては現在の甘木・朝倉・三井環境施設組合になる以前の施設のものでございまして、もう事務を終了してございますのでこちらについてを削除いたします。表の市町村欄につきましても、1から次のページ5まで事務がございますが、全ての市町村の構成が同じとなりますので削除いたすこととしております。よって、改正案第3条は「組合は、関係市町村に係る次に掲げる事務を共同処理する。」と改め、1号から4号というふうに変更します。

続いて4ページをご覧ください。4ページ第5条です。組合議会の組織等でございます。組合の議員の定数でございますが定数16名を定数14名とし、改正案のとおり朝倉市6人、東峰村2人、筑前町4人、大刀洗町2人と改めるものでございます。2項につきましてはそれぞれの構成市町村の議員からの選出について変更があるので書いてあるものでございます。

続いて第10条です。これは副組合長についての選出のところを書いております。今まで互選とするとしておりましたものを、2項で「副組合長は、組合長以外の関係市町村の長をもって充てる。」と改めます。

続いて別表でございます。5ページをご覧ください。別表につきましては市町村の負担金の負担割合についての表でございます。こちらにつきましても、現行の(3)の部分につきましても、三輪ごみ共同処理場の施設及び管理運営に関する事務に関する経費の欄につきましても、削除いたしまして、1から5、次のページまであります5につきましても関係市町村の欄につきましても削除となります。備考欄につきましてもですが、改正案のとおり備考欄の平等割の関係市町村の負担割合の部分につきましては、分母が9でありましたものを久留米市が脱退することにより8としておまして、朝倉市を8分の3、東峰村及び筑前町をそれぞれ4分の1とし、大刀洗町を8分の1とすると改めます。これは1から4まで備考が同様に変更となります。

6ページをお願いいたします。注意書きのところですが、現行の注意書き2、3につきましては、現在の施設、甘木・朝倉・三井環境施設組合になるときの注意事項でございますので、削除いたします。

2ページにお戻りください。附則でございます。「1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。経過措置。2 この規約の施行の際現に在職する組合議員（久留米市から選出された組合議員を除く。）は、その任期が終了するまでの間、この規約による変更後の甘木・朝倉・三井環境施設組合同規約第5条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により在職する。」としております。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11番、高橋です。甘木・朝倉・三井環境施設組合、いわゆるサン・ポートのことだと理解しておりますが、構成団体が一つ減ることによって、このサン・ポートへのごみの搬入の料金とか建設に関する費用、運営に関する費用とかはどのくらいうちの町は変動するのでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 今のは金額的な概算額か、それとも負担割合の変更なのか、どちらでしょうか。

○議員（11番 高橋 直也） 割合は載ってますので、金額的に分かればと思います。

○議長（安丸眞一郎） 現時点で想定される金額、増額等が分かれば答弁をお願いします。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 高橋議員の御質問にお答えします。まだ正式な数字というのは出ておりませんが、こちらでの算出によりますと35万ぐらいが平等割ということで算出はされておりますが、ここは久留米市の脱退等の関係もございますので、正式な数字とは言われないうところになります。ただ単純に、その割合を示した数字としては35万1,000円が平等割ということで算出しております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） それじゃ一般の方が、一般の方というか甘木・朝倉・三井環境施設組合の構成団体の住民の方がサン・ポートにごみを捨てに行ったときの料金というのは変わらないままですかね、今のままと。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 御質問にお答えします。住民の方の搬入の価格ということとは変わらないということとなっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 規約の改正ですから、議決を要するということでございますけれども、これに関連して、例えば北野町なんだろうけど、組合的に考えると財産が、いわゆる施設の財産ですね、だからその北野町にあった財産っていいですか、持分があったかどうか分かりませんが、そこら辺は何かまたあの個別に何か協議かなんかされるんでしょうか。私の全くの勘

違いであればそれで結構なんですけど、ちょっと教えていただきたいと思う。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） 今、久留米市の脱退に伴う北野町の部分ということで、財産のことが協議がされているかという御質問かと思いますが、今協議を進めている段階でございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） それは残存価値がどうかとかいろいろ減価償却した後の財産の分与のものだと思うんですし、その負債が、負債も当然、いろいろ負債を含めて放棄するとか、いわゆる組合に無償譲渡するとか、そういう形だろうとは思いますが、そういうことを協議をして、今答弁なされた使用料等に影響はないですよと、現行どおりですよというふうな話でございますけど、管理運営費自体は当然変わらないですよ。ごみが増えればちょっと管理料とかいうのが増えていく、管理運営費が増えていくんでしょうから、その分北野町が搬入しとったごみの搬入がちょっと減るといことになりますので、そこら辺の詳細な協議というのは事務方のレベルで、今協議中だというふうに考えてよろしいんでしょうかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。案納住民課長。

○住民課長（案納 明枝） そうです。事務方のほうでのその管理運営に関する内容についての協議がされているところでございます。なかなか難しい内容で、時間を要しているような状況になっております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6 議案第43号 大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第6、議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 地域振興課、村田でございます。よろしく申し上げます。

議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、大刀洗町葬祭場と施設の指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

提案理由の御説明いたします。令和5年4月1日から大刀洗町葬祭場と施設の管理を指定管理者に行わせるに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を得る必要があるためでございます。内容について御説明いたします。管理を行わせる施設の名称及び所在地は、名称は、大刀洗斎場ふるさとでございます。所在地は、福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4115番地1。指定管理者となる団体は、所在地が、大刀洗町大字本郷4115番地1。名称、株式会社たちあらい。代表者名は、代表取締役社長大浦克司です。指定期間につきましては令和5年4月1日から令和10年3月31日までの期間となります。

詳細につきましては次のページをご覧ください。管理を行わせる施設、団体の概要は先ほど申し上げたとおりでございます。4番、指定管理者が行う業務につきましては、1、葬儀又は祭事に関する業務、2、葬祭場の利用の許可に関する業務、3、葬祭場の利用に係る料金の収受に関する業務、4、葬祭場の施設、設備及び備品の維持管理に関する業務、5、その他町長が管理運営上必要と認める業務の5点となります。その他に記しておりますとおり、本大刀洗斎場ふるさとにつきましては、町民の福祉向上に寄与するために平成25年に設置されました。当該施設を運営管理する指定管理者は、葬祭事業に関する知識と経験を有するとともに利用者の心情に配慮し安心かつ低廉な料金での運営を行わなければなりません。

株式会社たちあらいは地域の葬祭事業者として、平成25年度より該当施設の指定管理者となり、施設の設置目的に沿った運営が適切かつ良好に行われています。利用者からの評価も高く、高い水準のサービスが維持されており、地域に根ざした葬祭場としての良質なサービスを引き続き提供していただきたく、改めて指定を行うものであります。

ページ戻ります。内容について、御審議いただき最後に御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 全協でちょっとまた後でお尋ねしますということをお願いしておりましたので。まず最初に、今回は指定管理者の議案が出されております。で、多分5年間過ぎたからだと思うんですね。で、ちょっと私の個人的な見解が分かりませんが、こういう指定管理者というのは一般競争入札とかもそういうのは馴染まないから、契約事項からすれば。そういうその随契とか競争入札とか、そういうことじゃないんだというような解説がされております。ですから、その代わりこういう議決があるんだということだろうと思うんですが、今回その公募、一番最初されたかどうかちょっとわかりませんが、普通指定管理者の場合は公募して何社から候補社を選定して議決によって決定すると。そういう流れになっているんだと思うんですけども、今回そういう公募といいますか、そういうことをされなかったのかということをお聞きします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。なぜ公募をしなかったかということでございます。こちら経緯を少し申し上げますと、まずこの葬祭場自体がもともと灰保管庫だったんですよ。それでその灰保管庫の活用をということで、審議がなされまして葬祭場ができたということになります。葬祭場ができたとともに、葬祭場の中身を管理運営するというところで、建設と同時に100%出資の株式会社たちらいというものが設立されております。このときも、議会のほうにお諮りして十分御議論いただいたのち、管理委託を始めるといった経緯がございます。そこから5年たちまして、今回はさらに5年たって、10年たっております。前回の議会でも御説明差し上げましたが、経営のほうも既に順調でありまして、寄付のほうも入れていただいておりますので、特にこのタイミングで公募をし直してもう一度業者選定にという必要はないというふうに判断をしまして、継続の方向で今回議会のほうに上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 町内で優良な業者、町が全部出資した業者ですからまあ当然そういう評価になると思うんですけど。きわめて公平な点から言えば公募すべきだと私は思うんですよ。ただし管理者の指定の手続に関する条例というのがございます。この公募にたよらない指定管理者の候補の選定というのがあるんですよ。その条文に照らしてどうだということをきちっと答弁していただきたかったんですけど。なんか状況説明だけで全然その説明、私からすれば納得しがたいことだなと思うんですが、そこら辺の見解はどうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 再度答弁を求めます。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 課長の答弁と重複するところもあるかと思いますが、ちょっと私なりの見解を説明させていただきたいと思います。確かに条例の中で、まず2条においては公募をすることということになっております。そして5条ですかね、においては町が出資した団体であれば選定することができるというふうなことになっているわけですが、まず指定管理者を選定するに当たりましては、町がその葬祭事業とする目的がちゃんとできているかと、そういうところになろうかなと思っております。先ほども課長のほうから、議案提案のときに説明、報告がありましたが、まず設置の目的というのが、安心で、そして低廉、そして住民福祉というこの項目に寄与すること、ということがこの目的でございまして確かに住民福祉の面から見ると住民ニーズに合った葬儀の対応であると、そして安価な費用というのは明瞭で分かりやすい費用であるということ、そして加えるならば、町内業者の、いわゆる関連業者を利用する、花であったり食事であったり、お礼の品であったり、こういったものができるかというふうなところでございまして、

そういったところを見ていきますと、この株式会社たちあらいにおきましては、これまで指定管理者として10年ほどが経過しております。これまで約500件の葬儀を行ってきたわけですが住民の評価も良好であり、経営も安定しているというところで、公募は考えていないということでございます。この住民の評価が良好であるというところにつきましましては、斎場を利用した方からアンケートをとっています。そうした中で、まず町内に斎場があり助かりますというアンケートであったり、後は施工費が安いと。3つほどのプランで施工費が分かれていますのでよく分かりやすいし、気をもまずに安心して故人を送られたというところと、そして職員の対応が親切で良かったというふうなところもございますし、利用者からのちょっとした要望にもすぐ応えてあるというところを踏まえまして、今回は引き続き株式会社たちあらいのほうに継続したいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今回の答弁からすれば、町内で該当する業者はここしかないわけですよ。10年間。一番最初もたしか公募してないんですよ、これ。こういう条例を作ってもうここしかないというような条例にしてしまっ、会社が受けたというような実態があります。で、非常に安くてと今おっしゃいました。それは、利用料金を条例で決定、決めてありますよね、上限額を。御存じだと思うんですが、その根拠が、よく分からない。最終的な利用金額というのは指定管理者が決めるようになっている、それは公表されてないんですよ。私、最初説明——ちょっと忘れちゃったけど——質問したときに、その根拠はということに対しては明確な答弁をいただいておりますけれども、これ上限額を決めて今施行額というようなことをおっしゃったと思うんですけど、じゃあその上限額はどういう根拠で決まってるんですかと。そして、それから指定管理者の努力で、利用料金を決めて町長の承認を得るという、条例ではそうなっているわけですね。それが全然明快ではないというのが1点、まずその点お伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えします。利用料金の件でございます。野瀬議員先ほどおっしゃられましたとおり、手続等に関する条例のほうで、上限は設定させてもらっておるところでございます。詳細について公表はしていませんが、町のほうで利用料金承認申請書というものを指定管理者のほうと取り交わしております、金額の詳細の内容についての協議、そしてその承認をしておるところでございます。その料金の根拠ということについては、根拠というものは特にここでは指定はしていませんで、協議をしながら進めているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） ちょっとあまり時間がないんでしょうけど、ここで決めている利用料金というのは町が決めてるんですよね、上限額というのは。だからそりゃ建設費が2億弱ぐらいかかっています。それを例えばその20年償還というふうに考えれば大体その年間にどのぐらいの葬儀件数があつて、そのまま取り戻す必要はないと思うんですけど、回収を50%するとか60%すると。それが使用料という形で表れてきて、その上にその維持管理費、これは指定管理者の制度の中で利用料金方式というのを取られてるから、その利用料金は全部その指定管理者に入るような仕組みになっています。その中で、維持管理をしていくということになります。

ただし、大きな維持管理についてはおおむね20万くらい超えるのは町がしますというふうになっているわけですね。だから実質的には20万以内ぐらいの維持管理料でやられてるのかなとちょっと変に誤解を受けるんですよ。だからそういうことで、何か料金に対してもその業者を決めているけど公開はしてませんっていうけど、これ指定管理者以外でもこの施設は使えるような仕組みになっているわけですね。そしたらやっぱり、きちっと料金は公表すべきだと思うんですよ。でないと、ほかの業者は使えないということです。それはどうですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 野瀬議員の御質問にお答えいたします。今のお話でありますと、建設費用を根拠にその施設使用料のほうで何割かは戻していくような計算になっているべきではないかという御意見でございました。こちらの葬祭場のほうでございまして、目的が福祉施設でございまして、その利用料金で何割かを回収していくという計算式のほうで私どものほうはちょっと今のところは理解をしてはいないところでございまして。2点目の施設を指定管理以外の者が使う場合という御意見が出ました。こちらのほうは、確かに指定管理者以外のものが使用できるように設定をしております、こちら先ほど来申し上げてます利用料金承認申請書というもので、ほかの葬儀会社が入って、そこで葬儀をする場合の料金規定はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 前回質問したときに、ほかの業者の利用はゼロと言われたんですよ。全く入ってきてない。そしたら、葬儀屋さん聞いたらその料金も何も公表されてないのに大刀洗町でやってくれと言われてもできません。指定管理者である株式会社たちあらいが、そこで葬祭をしたいと言っても、結局いつ葬儀が入るかわからんから許可してないんですよ、実際は。そういう排他的な運営をされてるんですよ。非常に町民にとっては公平じゃないような気がするんですよ。

それと、その料金はそういうその償却を全然考えてませんということじゃなくて、例えばドリームセンターでもその建設料を償還するような考え方ではないと思いますけど、利用料金決めてるじゃないですか。それは通常、維持管理料に必要ぐらいの最低の使用料というのは、自治法の中でもやっぱり解説の中ではやっぱりとっていくべきだというふうになっているわけですよ。そういうことが全く曖昧にされてて、条例で決めてる利用料金の根拠は何かと聞かれてもよく答えが出てこない、そういった問題は非常にこうあるんですよ。

だから私は、今日はもうここでやめますけど、良好だっておっしゃってる、非常に会社としては良好だ、だけど施設の利用率から見たら、365日は開いてるのに年間50件くらいです、やっているのは。非常に効率が悪いと思いませんか。そこが、それが、非常に。会社の経営は黒字かも分かりません。それは建物の使用料とか、そういうのが全くいらないからですよ。葬儀をすれば葬儀の代が入ってくれますから。人件費も含んで考えてあるんでしょから。非常にその良好じゃないと私は思います。それと、そういう施設を、先ほど福祉施設だとおっしゃっている。それとかその公益性があるとかいうことも前聞いたことがあります。それであれば民間がやっている葬儀会社も公益事業ですよ。そしたら、もっとそのほかのそういう業者も入って葬儀が低廉でできるような仕組みをやっぱり考えていかなくちやいかん。と思うんですよ。例えば年間に150人から160人くらい亡くなっている、そのうちの50件というか3分の1ですよ。これが、たちあらいがそういう最初の建設目的の福祉施設としての目的をきちっと果たしているのかと。私はたちあらいが運営することによって、もっと増えていって、施設をつくったと、2億近い金を使って、そしたらもっとどうしたら利用してもらおうのかというのはやっぱり考えるべきじゃないですか。そういうことが全く感じられない、と思います。

まあ、ほかの議員もいろいろ質問があるかも知れませんが、今日はちょっとこのくらいでやめときます。

○議長（安丸眞一郎） 今の件についての答弁よろしいですか。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 何か見解があればお伺いします。

○議長（安丸眞一郎） 執行部のほうありますか。大浦副町長。

○副町長（大浦 克司） 先ほどの斎場ふるさとの利用率でございます。議員のほうも御存じだと思いますが、年間に亡くなられる方が150人ほどいらっしゃるということでして、その中の葬儀を実際にやられる方が何人いらっしゃるかわかりませんが、よその町でもされる方がいらっしゃると思います。そんな中で、約150人亡くなられる方の中で最近50件ほどの施行を行っております。この率というのは、約3割から4割ぐらいというふうなことを考えれば、そんなに低い率ではないかというふうに思います。

ただ、最後におっしゃったとおり、さらに住民福祉の事業であるならば、この事業については、

しっかりもっと利用できるような仕組みを作っていく、そういったものは大事だろうと思います。また、葬儀の形も変わっていきますので、住民のニーズに合ったものを作っていくと、そういうことが大事だというふうに思っております。

それと、もう1件よろしいですか。施工費用です、大きくパターンが3通りほどあるというふうに聞いております。大体60万、70万、80万、それぞれの家庭の事情において、施工費用というかお棺であったり祭壇であったり、そういったものが随分その種類もありますし変わっていきます。そんな中で御家庭の事情に応じてうちは60万でいいと。ただしその60万の中はどいういったものかというのは、利用されている方に明確に、これは幾ら、これは幾らというふうにそこではお伝えしているところです。そういったもので、60万、70万、80万どれを選択されるかというふうなことでございますから、利用される方にはきっちりと伝えているというところでございます。

すみません、以上です。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） もうやめようと思ったんですけど。その祭壇等々の費用とこうおっしゃいましたけど、祭壇は備品ですよ。役場の持ち分じゃないですか。それ以上にグレードを上げるのならば、いろんな飾り付けはそりゃ業者がやっていると思うんですよ、施工としてですね。基本的に何が備品で、建物も祭壇も全部備品ですよ。そういうことをきちっとやっぱり理解してもらわないと、あなた社長でしょ。それと私が言ってるのは、そういう多額な投資をして、たちあらいが全部使えとは僕は言ってないですよ。いわゆる、葬祭場の施設をほかの業者もやられるように穴を開けてありますから、その方々が使って施設をいっぱい使えば、先ほど言われた住民福祉に還元するような形になるんでしょう。そういう考え方じゃないんですか。そこをどうするんですかちゅうことを聞きよるのに、何か相変わらずなんかちょっとしたもので答弁されるから、またちょっと私も興奮してものを言って申しわけないんですけど。そこをきちんと整理してください。また最後の日に私はまた質問したいと思います。

○議長（安丸眞一郎） ほかにはございませんか。7番、平山賢治議員。

○議員（7番 平山 賢治） 質疑ではございません、議事進行について少し申し上げたい、動議を申し上げたい。現在町側として副町長が御答弁なさっているが、この方は指定管理者と主体団体の代表取締役でありますから、住民——我々から見たら、この方が町の代表として今答弁なさっていることは、我が社が適切、我が社がすぐれているから、我が社に指定管理をさせるという答弁。これは議事運営上適切かどうか、議長に対して申し上げる。どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） はい。ちょっとここで暫時休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時21分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

先ほどの平山議員の質疑に対して、町民のほうから見た場合、議事進行上、指定管理者の代表である大浦克司氏、本日は副町長という立場での出席でございますけれども、誤解を招かれないので極力本日の答弁等については控えていただきたいと思います。そういうことで、執行部のほうの対応もよろしくお願ひしたいと思ひます。

ということで議事を進めていきたいと思ひます。

ほか質疑ございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 先ほどの平山議員の意見も、私そのとおりに思ひますけれども、担当課長も株式会社たちあらいの役員、取締役かなんかじゃなかったですかね。まあそういうお二方がいますので、株式会社たちあらいの方がいますので、ちょっと聞かせていただきたいんですけども、代表取締役社長が以前は町長だったと思ひますけれども、今副町長の大浦さんになってますけれども、これいつのタイミングでなぜ副町長になったのかというのは聞かせてもらっていいですか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。どなたが答弁されますか。中山町長。

○町長（中山 哲志） 高橋議員の御質問にお答えをいたします。社長交代の時期それからその理由についてでございます。今手元にいつだったかというあれを持ち合わせておりませんので、後ほど確認をいたしまして、御回答させていただきたいと思ひます。それから交代の理由ですけれども、先ほどから双方代理という話がありますが、町の代表者である町長と指定管理者である株式会社たちあらいの代表者が同じということは、やっぱり先ほど平山議員のほうから御指摘があったように、双方代理といえば双方代理にですね、見える部分もある、当然これまでも契約するときにはそこら辺はならないようにやってたんですけども、そういうふうな誤解を招く恐れがございますので、ある時期の取締役会において社長のほうを交代したということでございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第7. 議案第44号 大刀洗診療所の指定管理者の指定について

○議長（安丸眞一郎） 日程第7、議案第44号大刀洗診療所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 健康課の早川でございます。

議案第44号につきまして、提案理由及び内容につきまして御説明いたします。

議案第44号大刀洗診療所の指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき大刀洗診療所の指定管理者の指定について、次のとおり議会の議決を求める。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

1、管理を行わせる施設の名称及び所在地。名称は大刀洗診療所でございます。所在地は、福岡県三井郡大刀洗町大字高樋1252番地1でございます。指定管理者となる団体につきましては所在地、福岡県小郡市小郡217番地1。名称、社会医療法人シマダ。代表者名、理事長島田郁子でございます。指定期間につきましては、令和5年4月1日から令和15年3月31日までとなっております。提案理由でございますが、令和5年4月1日から大刀洗診療所を管理する指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を得る必要があるためでございます。

1枚おめくりください。1、2につきましては先ほど御説明いたしましたので、3の指定期間につきまして令和5年4月から令和15年3月までということで、10年間と指定期間を設けております。この理由といたしましては体育館などの施設と違い医療機関、特に地域のかかりつけ医となる診療所は医師と患者の信頼関係が特に重要であり、同一の指定管理者がある程度長期間にわたって管理運営することが、利用者サービスの向上につながることを。

2点目に、短期間では医療機器の設備投資が難しくなり、高い医療サービスの維持ができないという2点で10年間と設定をさせていただいております。

次に、4、指定管理者が行う業務といたしまして、1、診療等に関する業務。2、施設の管理に関する業務。3、手数料（診断書等）の徴収に関する業務。4、その他管理運営に関する業務を行っていただきます。5、その他でございます。たちあらい診療所は、町民の健康保持に必要な医療を提供するため昭和33年に設置をされております。当該施設を運営管理する指定管理者には町内の医療事情に精通した上で医療分野に関する経験と知識を有するとともに町内外の医療機関等と連携し安定的かつ確実な施設の運営を行わなければなりません。社会医療法人シマダは地域医療の担い手として平成25年度より当該施設の指定管理者となり設置の目的に沿った運営が適切かつ良好に行われております。利用者にアンケートを実施しておりますが、その利用者からの評価も高く、高い水準の医療サービスが維持され年々患者数は増加をしています。またミニデイなどの地域活動や町の事業にも協力いただき、予防医療にも取り組まれています。このことから地域に根ざした診療所として良質な医療を今後も引き続き提供していただくため、改めて指定を行うものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくお願いたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 前の指定管理者でもちょっと質問しましたけど、またせんわけいかんと思って。今回も、例えば先ほど理由で述べられました普通5年だけど10年間、患者との信頼性とか、いろんなことをおっしゃいました。私も当然、そうだろうと思います。ただその指定管理者を決めるときに一番最初、これ公募されてますよね。そして結局は今の医療法人が受けたんだろうと思うんですけど、それにしても選考委員会をちゃんと作って評価をしていますよね。今回は公募されたのかどうかというのと、引き続きこの医療法人、今の医療法人を候補者として選定したということだろうと思うんですけど。じゃあそういう、一番最初に公募して、今回公募しなかったその理由は先ほど言われたものと同じになるんでしょうけど、じゃあそういう評価をちゃんと審査した、審査委員会で審査した結果そういう最終候補として引き続きでましたというのが手続的には正解かなと思うんです、適正かなと思うんですけど。そこの見解どうでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 野瀬議員の質問にお答えいたします。確かに10年前の平成25年度の部分につきましては、公募を行いまして、この社会医療法人シマダのほうは1者手を上げていただきまして、選定委員会を開き、評価の上決定をしております。今回公募によらない理由といたしましては、先ほど御説明をいたしましたが、やはり医師と患者の信頼関係が特に重要であります。平成25年度から指定管理を始めた時点では、やはり医師が変わったこと、特に前任の医師との診療方法の違い等によりまして、患者数が減少し不安が広がったと点が上げられます。

それから、今の医師が来ていただけまして、年々患者数も増加し地域の医療機関として根付いてきた部分がございます。そういった点で新しく公募を行い、新しい医療機関となった場合にまたこのような一、二年間不安に駆られて地域の医療が不安定な部分になるのではないかとこのところで、今回は公募に至らず、公募せず今の指定管理者を指定するようにしております。

評価につきましては毎年指定管理者及び町のほうで評価を行いまして、その評価を行った結果、来年度にその改善点、町民からの要望等につきまして、改善を行っていただいているところでございます。11月に指定管理者の方から申請の依頼を受けまして、これまでの評価、診療等の評価、それと事業計画等を勘案し町のほうで評価を行いまして、今回公募によらず指定管理としたものでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 確かに非常に評価もいいのかも分かりません。ただ、これはあくま

でも手続的な関係で申し上げているんでして。公募しない理由が、例えば公募したら今の医療法人ももう申請しないのかも分らないというような状況で、ちょっと頑張って指定管理者になられているとかいう状況あるのかも分かりませんが、普通だったら、応募要領を受け取りに来られて、一番最初3社ぐらいが来られたんですよ。実際、応募用紙で出されて最終的に申請されたのがシマダさんだけだったということで、まあ今回も恐らくそうだろうということと、その医師が変わられたという、その派遣される医師によってまた違うんだらうと思うんですよ。だから、そこら辺はきちとこう発注者側といいますか、診療所のほうのいろんな実績とかそういうのが評価してあると思うけれど、手続上は公募してなかったのは別に構いませんと思うんですよ。

ただ、あの町の側から一方的に10年間指定管理者をして、例えばある医療法人がそこに参加したいというふうな意志を持ってあっても全くその公募がなかったと言われたときに、それは幾らこういう評価がいいといってもそれは自分たちが評価しているだけであって、その中の公募するよりも従前の評価、こういう組織を作って評価をして、町としてはその評価どおりだと考えたのでその1者にやりましたと。で、条例上は再契約というかそれを妨げないという1行ちょっとありますので、それを適用させていただきましたと。そういう説明をお願いしたいと思うんですよ。でないと、ちょっとよく見えない部分がありますので、そこら辺はやっぱ透明性を持って対処していただきたい。別にこれに反対しているわけでも何でもなくて、1回目応募されて2回目はもう応募しないんだということですから、そこを明確に整理していただきたいなということをおし添えておきます。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 今担当課長からの説明で、以前平成25年ですかね、医師が変わったために患者さんが激減したと。医師と患者の地元の住民患者との関係性がすごく大事という説明があったんですけども、この指定管理者というのは結局、社会医療法人シマダ病院のことですよ。で、この医師というのは人なので、シマダ病院の中のこの医師、担当のお医者さんが変わると、患者さんとの信頼関係が崩れるみたいな感じで受け止めると、今後10年間はシマダ病院から大刀洗診療所に派遣されるお医者さんというのは変わらないような、なんかこう条件とかを出されているんですかね。この指定管理者と医師というところの説明がよく分からないんですけども、ちょっと改めて分かりやすく説明してもらってよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 高橋議員の御質問にお答えいたします。平成25年度当初につきましては、医師のほうでシマダ病院のほうから派遣されてきておりましたが、そのときは特定の一人というわけではなくて、曜日によって先生が変わるということでございました。それと、平成27年度からは、やはりそういう医師とその今までの先生とのやり方が違うとか毎日先生が行っ

たときに違ふとか、そういう御意見もありまして、平成27年1月から現在の橋本先生のほうに来ていただきまして、毎日同じ先生に見ていただきまして、現在も続いております。今後の10年間につきましても、シマダ病院としては現医師の橋本先生を派遣するという事で事業計画を受けております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 10年間で長いんですけども、ちなみにこの橋本先生ておいくつぐらいですか。

○議長（安丸眞一郎） 早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 40代だと思います。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。

○議員（11番 高橋 直也） はい。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第8. 議案第45号 町道の廃止について

○議長（安丸眞一郎） 日程第8、議案第45号町道の廃止についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 議案第45号町道の廃止につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。

議案第45号町道の廃止について。道路法第10条第3項の規定により準用する同法第8条2項の規定により町道路線を別紙のとおり廃止する。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

今回廃止を提案する道路は3路線ございまして、本郷駅前線、大堰駅前線、陣ノ内富多線の3路線でございます。提案理由としましては、都市計画道路見直しに伴う町道路線の整理のためでございます。

1ページをご覧ください。番号が307号で路線名は本郷駅前線です。道路の延長は910メートルで幅員が17メートルの路線でございます。次に番号が308号で路線名は大堰駅前線です。道路の延長は260メートルで幅員が17メートルの路線でございます。最後に番号が309号で路線名は陣ノ内富多線です。道路延長は2,490メートルで幅員が13から17メートルの路線でございます。

2ページをご覧ください。位置図になります。都市計画見直しに伴う都市計画道路を廃止し、町道認定した県道3路線を廃止するもので、上北側から東西に向かって307号本郷駅前線。北から南に向かって309号陣ノ内富多線。下側になります、南側になりますけれども東西に向かって308号、大堰駅前線になります。

以上で、今回307号本郷駅前線、309号陣ノ内富多線、308号大堰駅前線の3路線を町道として廃止することを提案させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） これは町道の廃止ということですが、結局今までも、これ町道であって、言うならAコープの前の歩道設置やは町はせんで県が工事をしておったと思うんですけどいね。そこについての考え方が、今度はこれを全部廃止した場合、県は、これは県道としての、今までは県道でこれはしておったと思うばってんの、そこについての関連はどげんなると。ただ都市計画である場合については、県道があっても、町は、その都市計画道路として整備をするということになっているようですが、そこら辺についての関連はどげんなるとかな、そこについて詳細に説明していただきたいと思います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 黒木議員の質問にお答えいたします。県道の陣ノ内富多線の件だと思いますけれども、当初計画しておりました17メートルで、Aコープの前の歩道とかその辺あたりが17メートルで、たしか両側歩道とかそういった都市計画をされてた分について、今回廃止することによって、今回県道としての取扱いがどうなるかという質問だと思いますが、今回都市計画道路を外すことによって17メートル道路ではまずなくなるというのがまず第1点。今後、県道のほうが、歩道のほう、Aコープのところから歩道がありますので、今後歩道の設置については県のほうに引き続き要望していきながら、県のほうの計画と一緒に町として要望していくという形で進めていくことになると思います。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第9 議案第46号 令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について

○議長（安丸眞一郎） 日程第9、議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

提案理由、内容の説明を求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） 総務課の松本でございます。

一般会計について、御説明させていただきます。予算書のほう1枚おめくりください。

議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）。令和4年度大刀洗町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億3,503万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億9,032万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の予算補正による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。地方債の補正。第3条、地方債の追加及び変更は第3表、地方債補正による。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

12ページの歳出から説明させていただきます。主なものを説明させていただきたいと思えます。2款1項1目については人件費等になっておりますので省略させていただきます。5目財産管理費24節積立金ふるさと応援基金積立金といたしまして、2億5,000万計上いたしております。次に、また同じく18目ふるさと応援寄付金事業といたしまして、12節委託料としてふるさと応援寄付の事務委託料を2億5,000万計上いたしております。次の分につきましては補助的の報酬等になりますので省略させていただきます。

13ページをご覧ください。主なものといたしまして、3款1項1目社会福祉総務費でございます。18負担金補助及び交付金、社会福祉協議会の運営補助といたしまして、53万しております。続きまして、2目の障害児者自立支援費でございます。こちらの方は19節扶助費でございます。障害児の通所支援等の分といたしまして3,940万としております。22の償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度の様々な事業分の国庫等の負担金の額が確定いたしましたので、その分の返還金等になっております。1,566万9,000円です。

続きまして14ページでございます。3款1項3目高齢者福祉費、12委託料です。こちらのほうは高齢者の緊急支援の委託料といたしまして、48万。その下でございます。18節負担金補助及び交付金です。介護福祉サービス事業者等物価高騰対策支援等という形で3点上げさせていただきまして366万9,000円。こちらのほうはコロナ関連の交付金を使用した形で支援をしてまいります。その下、2つ下になります8目介護保険推進費でございます。こちらのほうも22節償還金利子及び割引料となりまして令和3年度分の事業の返還金という形で226万4,000円。少し飛びまして、11目国民健康保険費、27繰出金、保険基盤安定繰出金等4点で339万3,000円を繰出金としております。またその下は後期高齢保険者医療保険費といたしまして、こちらのほうも27節繰出金といたしまして、こちらのほうはマイナスで

131万3,000円としております。

15ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費です。12節委託料、放課後児童健全育成事業委託料でございます。こちらのほうは学童保育所分となります。631万3,000円、その下18節負担金・補助及び交付金については、延長保育事業費補助金、学童保育料の免除等を含みました4点で521万6,000円。こちらのほうも県等からのコロナ関係の補助金という形になっております。その下、22償還金利子及び割引料でございます。こちらのほうも各児童福祉費の事業の分の令和3年度分が確定いたしましたので返還金等で813万4,000円となっております。

次、16ページでございます。一番下の4款1項2目予防費でございます。こちらのほうも22節償還金利子及び割引料でございます。風疹予防対策等の過年度分とマイナンバー過年度分には令和3年度分のほうが確定いたしましたので、86万3,000円を計上いたしております。

17ページをご覧ください。4款1項10目未熟児養育医療費でございます。19節の扶助費といたしまして未熟児養育医療費といたしまして50万計上いたしております。その下の12目新型コロナウイルス接種事業費、12節償還金利子及び割引料につきましても、過年度分の返還金が発生しておりますので978万計上いたしております。

次に、4款2項1目し尿処理費に21節保証・補填及び賠償金で下水道整備に伴う営業補填金となりまして126万円計上いたしております。

18ページをご覧ください。5款1項7目畜産業費です。18節負担金・補助及び交付金、こちらのほうは畜産競争力強化事業費補助金と畜産農業経営安定緊急対策事業補助金といたしまして、557万6,000円、10目の農村環境整備費でございます。こちらのほうは、18節負担金・補助及び交付金、暗渠排水の促進支援事業費補助といたしまして842万4,000円。

11目農地中間管理事業費、18節負担金・補助及び交付金につきましても、農地集積交付金の国庫分を827万1,000円。次に、12目北部地区補助整備事業費、18節負担金・補助及び交付金。経営体育成基盤整備事業負担金といたしまして50万円となっております。

19ページをご覧ください。6款1項1目商工業振興費でございます。18節負担金・補助及び交付金、こちらのほうは運送事業者への支援をコロナ対策で行っている部分を100万円追加いたしております。7款1項1目土木総務費、12節委託料、浚渫汚泥等の回収運搬作業の委託料として50万計上いたしております。続きまして、7款3項2目公共下水道でございます。こちらのほうは27節繰出金といたしまして、下水道事業特別会計のほうへマイナスの750万3,000円としております。

次に、7款5項3目地域優良賃貸住宅費でございます。10、需用費という形でエレベーターの修繕料といたしまして、61万3,000円計上いたしております。こちらのほうは落雷にあ

ったということで保険で対応する部分という形になっております。

20ページをご覧ください。7款6項2目都市計画管理費でございます。10節需用費、都市計画総括部及びパンフレット作成の更新日といたしまして252万3,000円、その下の12節委託料で道路後退に係る測量調査委託料として134万6,000円となっております。7款7項1目公園管理費でございます。14節工事請負費、大刀洗公園のウォーキングコース改修工事費に174万円を追加しております。

続きます。次のページ、21ページをご覧ください。9款1項2目からは教育関係の分で需用費等を上げている分となります。9款2項1目から小学校費となります、2目、3目、4目、5目という形の分に関しては、コロナ関係の備品等を購入する分が各校に割り当てられておりますので、そちらのほうを計上いたしております。9款2項7目小学校改築費、11役務費といたしまして建築確認申請の手数料ほかを65万計上いたしております。こちらは菊池小学校に新設する予定の分の建築確認でございます。続きまして、9款5項ですね。主なものでは7款のドリームセンター費のほうが需用費で、電気料のほうを102万7,000円計上いたしております。その下の13目文化財発掘受託調査費については会計年度補助職員等の報酬教材費等になっておりますので省略いたします。

最後のページです。23ページ、こちらのほうの主なものといたしましては9款6項3目勤労者体育センター管理費の中の電気料が一番高く54万7,000円となっております。その下の14節で工事請負費としてキュービクル内トランス等2点の工事が21万6,000円となっております。

歳入のほうを御説明いたします。8ページをお願いいたします。歳入のほうも金額が大きいものを説明させていただきます。14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金でございます。障害児入所給付等の負担金等の3点で2,286万4,000円となっております。2節保険基盤安定等負担金でございます。こちらのほうも、国保基盤安定負担金の保険者支援分と未就学児均等割保険税の負担という形で149万8,000円となっております。少し飛びまして2目の衛生費国庫負担金、2節保健衛生費負担金でございます。新型コロナワクチンの予防接種事業費の負担の精算交付金として600万2,000円となっております。

次に14款2項1目総務国庫補助金でございます。4節の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金といたしまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金といたしまして4,706万6,000円。14款2項2目民生費国庫補助金児童福祉費補助金といたしまして、延長保育事業と放課後児童健全育成事業補助金で243万6,000円。

次のページ、9ページをご覧ください。15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金でございます。障害児入所給付費等負担金等3点で143万2,000円。飛びまして15款

2項1目総務費県補助金で、1節総務管理費補助金、個性ある地域づくり推進事業費補助金といたしまして169万7,000円となっております。15款2項2目民生費県補助金の5節児童福祉費補助金でございます。延長保育放課後児童など4点で349万4,000円。その下4目農林水産費県補助金、ふくおかの畜産競争力強化対策事業費補助金といたしまして、1,037万8,000円。

10ページでございます。中ほどの16款2項1目不動産売払収入といたしまして1節土地建物売払代金として1,361万8,000円、17款1項1目一般寄附金といたしまして2節ふるさと応援寄附金のほうを、5億円収入として上げさせていただいております。18款1項1目基金繰入金、4節ふるさと応援寄附金繰入金といたしまして1,958万5,000円を上げております。

11ページをご覧ください。19款1項1目繰越金1節繰越金で、前年度繰越金を2,863万8,000円を計上いたしております。20款3項1目雑収入1節雑収入といたしまして、過年度分の後期高齢者医療療養給付費負担金の返還金を含みます3点で1,664万5,000円。21款1項3目農林水産事業債といたしまして1、農業債で防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は県営両筑平野2期事業分でございます、を370万。4目消防債と、1節消防債といたしまして、緊急防災減災事業債の3点分をマイナス6,720万。5目土木債、1節道路橋梁債といたしまして880万、こちらのほうは床島地区の排水分でございますが、歳入として上げておきます。

次に4ページの債務負担行為でございます。第2表債務負担行為情報システム標準化共通化事業。期間といたしまして令和4年度から令和7年度まで、限度額4,227万5,000円を債務負担行為としております。

次のページ、5ページをお開きください。第3表地方債補正でございます。1、追加でございます。防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債といたしまして、限度額を370万。その下でございます緊急自然災害防止対策事業債といたしまして880万でございます。起債の方法といたしましては証書借入。利率としては5%以内。償還方法といたしましては政府資金についてはその融資条件により銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし町財政の都合により据え置き期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰り上げ償還または低利に借換えすることができるとしております。合計といたしまして1,250万となっております。2、変更の部分でございます。こちらのほうは限度額を変更させていただいております。臨時財政対策債でございます。変更前が7,300万、変更後が6,365万8,000円、緊急浚渫推進事業債4億3,700万を、変更後は2億4,060万としております。緊急防災減災事業債は6億3,160万を5億6,440万としております。合計11億4,160万を変更後は、8億

6,865万8,000円といたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） ただいま提案理由及び内容の説明が終わりました。

ここで暫時休憩をしたいと思います。議場の時計で11時20分から再開をしたいと思います。

休憩 午前11時08分

.....

再開 午前11時20分

○議長（安丸眞一郎） それでは、休憩前に引き続き議事を再開いたします。

これより補正の質疑に入る前に、先ほど議案第43号大刀洗町葬祭場等施設の指定管理者の指定についての質疑の中で、株式会社たちあらいの社長交代の時期はいつかという高橋議員の質問に対して、答弁を求められておりますので許可をいたします。中山町長。

○町長（中山 哲志） 先ほどの高橋議員の御質問にお答えします。社長交代の時期でございますが、本年5月19日に交代し5月26日に登記を終わったところでございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） それでは、ただいまから議案第46号令和4年度大刀洗町一般会計補正予算（第8号）について、質疑を行いたいと思います。質疑ございませんか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 10ページの不動産売払収入の1,361万8,000円については、大刀洗町が買うことはあるばってん売ることにはなかけんでですね。大体場所と、平米数と単価等が、場所はどこかというようなことをちょっと説明をお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 黒木議員の質問にお答えいたします。今回の土地に関しましては、現在国道322号バイパス建設事業に伴いまして、ちょうどコスモスの前のT字路のところのちょうどバイパスの入り口のところになりますけれども、それが道路予定事業として当時平成25年に県のほうから町がその土地を買収しないと事業認定はもう無理ということで言われておりましたので、町のほうが先行取得をしております。その当時、土地鑑定評価額で買ってございまして、平米単価が2万8,500円でしてございます。平米単価2万8,500円で626.25平米買ってございます。あと残地補償とかそういった部分がありますので、その部分が2万8,500円の33.42平米ですかね、買っているところでございます。今回の土地に関しましては、その当時の鑑定評価額から現在の鑑定評価額とやっぱり土地の鑑定評価額がかなり下がっております。今現在がもう1万8,600円という状況でございます。その面積とあと県のほうが示している面積が、若干うちが買った面積、やや狭い形で道路が通りますから、残地が出るような形になります。そういう形で1万8,600円という形になっております。それと今協議中でございますが、

県が不整形地を購入する場合、批准率を若干かけて購入されるということでございますので、その辺を協議中でございますが、一応、この金額でという形で今回上げさせてもらったところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） 先行取得で、当時随分長い間できなかった国道でございますので、先行取得もいいたろうというようなことで議会もそのときに了承したと思います。問題はどのように地形の、良ければ図面を、後でそこ辺の買収した所の図面の、字図と平米数と、それを一応後で提出願いたいと思いますがよろしゅうございますかね。

○議長（安丸眞一郎） 課長のほうは大丈夫ですか。関係資料ということで。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 資料につきましてお渡しできるものかどうかにつきましては県土木事務所のほうと確認して出したいと思っておりますので、先に確認させてもらって、対応させてもらうのでよろしいでしょうか。

○議長（安丸眞一郎） 5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） こっちが売るとじゃけんの、県にそげん、話すことが要るもんね。こちらが売るとばい。先行取得やっとなとやけん、してやっとなとを、いちいちそんな県にする必要はない。たまたま単価の価格やら、それはどうも言わんたい。それについてはもう少しはつきり自主性を持ってやっぱり議会に報告すべきだと思います。公金じゃけんの。高なっとならよかて、安なっとなとやけんの。これはやはり住民のために先行取得はやむを得んというふうに思いますので、あえてそれをとやかく言いませんけども。以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。そういう町が売る面積分については当然確定されておると思いますから、そこら辺の資料ということですが。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） 先ほど説明しましたけど、買収のラインが若干まだ正式に決まっておりませんので、売ったときのものと、もとの面積の字図がありますけれども、そこに対してちょっとどのくらいの範囲で買うかの部分が今現在、詳細の図面の、要は一つの土地に対して、道路のラインが入りますので、その分のところの部分が今協議中な部分もございまして、その辺のところ、どの字図かということであればお出しできると思いますけれども、そういう形でよければいいですけど、ラインの部分に関してはまだ微妙なところございまして、そういうことでございます。

○議長（安丸眞一郎） 5番、黒木徳勝議員。

○議員（5番 黒木 徳勝） そこはあえて特別なことは言いません。それは実際違う場合もありますので、一応予定というなことでラインを入れて、そうしないとこの金額は出らんもんじゃけ

ん。金額は出ておるわけですから、ある程度予定で、一応。それから先は詳細に実際工事する場合は、違うたらまたその段階で報告をしてもらえれば結構ですから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

もうこれで結構です。以上。

○議長（安丸眞一郎） ほかほございませんか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 11ページの歳入のほうかな、21款1項4目防災減災事業債ですかね、防災行政無線システムのところで、1,260万ですかね、減額補正されているみたいなんですけれども、これ内容どのような形になっているのかちょっと教えてください。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。松元総務課長。

○総務課長（松元 治美） こちらの緊急防災減災事業債についてでございます。こちらの方は入札等行いまして額の確定ができておりますので、予算計上した分全額を使用するという形ではなく、安い金額で契約ができたということで、それに伴いまして事業債のほうも少なくて済むということでマイナスという形で上げさせていただいております。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。11番、高橋直也議員。

○議員（11番 高橋 直也） 分かりました。次、違う項目に行くんですけど、19ページの6款1項1目商工業振興費。運送事業者などの支援金、100万円ほど上がってますけど、これ物価高騰に伴う100%国庫補助の補助金だと思うんですけども、町内にこの対象事業者というのは何件くらいあるんですかね。またちょっとこの内容をわかりやすく教えていただきたいと思うんですけども。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。矢永産業課長。

○産業課長（矢永孝治） 高橋議員の質問にお答えいたします。全体では事業者は53件ほど対象事業者がございまして、これはちょっと以前上げておりました事業補助金の追加の補正になりますけど、陸運局に台帳がありまして、そちらの台帳で拾った数字が、事業者合計で785台分の予算を上げさせていただいていたんですけど、その台帳がきっちりしたものではなくて、実際に車検証のほうで対象の1台当たり2万円の補助金の台数を拾っていく必要がございましたので、今回50台分の100万円を補正予算として上げさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかほございませんか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 8番、東です。ページ数が20ページ、7款7項1目の14節、工事請負費の174万円が計上されておりますが、これにつきましては当初予算が3,500万で組まれていたんですよ。それで8月に補正という形で1,300万、これについては公園の防護柵関係でウォーキングコースの改修工事という形で伺っておりますが、今回の174万円の補

正の金額の内訳、こういった根拠で174万円を計上されておられるのか伺います。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 東議員の質問にお答えいたします。もともと当初予算ではこのゴムチップ舗装におきましては既存のゴムチップの舗装の部分のやりかえの予算を計上しておりました。8月の臨時議会で補正した土系、川沿いのほうの土系舗装の延長につきましては久留米県土整備事務所との協議により、転落防止柵の設置が可能となり合わせて対応可能となったところで補正したところでございます。今回補正をさせていただいたのは、河川側の土系舗装部のゴムチップの部分でございますが、施工する際に川側の一部、護岸側のほうに天端ちゅうか水平部の部分に玉石がありまして、そこに普通アスファルトとかであれば据付がピタッとするしコンクリートを流し込みばいいんですけど、今回ゴムチップをするのにきれいにその形に、据付が厳しいので手前をちょっとカッターで切って、きれいに通す作業がございましたので、その分追加させてもらったものと、あと既存のゴムチップをはぐとときにアスファルト舗装が下地にありましたので、舗装をはいだ際に、ちょっとガタガタの部分が出たので、不陸整正といって、表面をきれいにするために碎石を追加する必要が生じたために、必要になったものと、あと利用者に分かるように表示するために、矢印とか距離表示とかも明示をしたほうがいいんじゃないかということで今回それも一緒に追加させて、今回再度の追加補正で大変申し訳ございませんが、そういう形で予算計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。8番、東義一議員。

○議員（8番 東 義一） 内容は理解できましたが、現在の工事には発注されてあるんですか。着工されているんですか。そこをお尋ねします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。柵町建設課長。

○建設課長（柵町 瑞樹） 現在着工して実施させていただいております。

○議長（安丸眞一郎） ほかがございせんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 今回、電気料補正が各項目上がっております。前回ウエスト電力が解約ということで2,800万くらい補正されたと思うんですね。で、現在5,500万くらい、5,500万かな、600万くらい。今回全部合わせたら幾らの補正になるんですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） それでは施設の電気料、高圧電気、今回高圧の電力需給施設の補正を12月補正では合計で7施設、458万9,000円を補正させていただいております。当初予算が2,698万1,000円でございますが、6月と12月分の補正合わせますと、予算額ベースで5,993万8,000円という、当初予算からしますと約2.2倍程度となっております。

これについては6月のときにウエスト電力のほうから九州電力に乗り換えた後の単価で計算をしておりました。しかしながら電力使用量単価に、別途乗ってくる燃料費調整価格というものがございまして。それは直近3か月平均の、火力燃料、そういったものの値上がり部分を電気料に反映させるという仕組みがございまして。それが4月時点で1.5円程度でしたけれども、最近で7.3円まで値上がりしております。約6円程度値上がりしております、その部分がどうしても6月補正の段階では見込めておりませんでしたので、そういったところで年度末までちょっと不足が生じる見込みがある施設について、補正をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 多分ウエスト電力が退いて応札してもどこも受け手がないということで、最終保証供給量って言いますかね、通常の1.2倍くらいの価格で積算したんだというふうに前回ちょっと聞いたんですから、それからなおさら今の原料の、何ですか、燃料の高騰とか、そういうようになってまた上がってくるんだというお話だと思います。ただちょっと1点だけ、細かいことですが、22ページ。中央公民館の電気料が補正されてますよね。中央公民館って私使ってないから、何で上がるのかなというのがちょっと疑問に思ったものですから。それどういことですかね。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。福岡財政係長。

○財政係長（福岡 信義） 野瀬議員さんの御指摘のとおり、中央公民館自体は今工事中でございますので、使用電力量そのものについてはほぼないというような状態でございますが、基本料金というものは使っていないけれどもどうしても支払わなくてははいけません。で、単純に申し上げますとその基本料金が6倍程度にウエスト電力から切り替わった際に増えております。その分で、6月時点ではその補正はしておりませんでしたけれども、やはり基本料金が予算を圧迫したというところがございます、その分の補正でございます。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） よろしいですか。ほかはございせんか。4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 4ページの債務負担行為ですけれども、ちょっと私が説明を受けてなかったと思うんですけど、理解してなかったと思うんですけど、情報システム標準化あるいは共通化事業というのが上げられております。これをどこかの業者と契約する、これを債務負担行為にかかるんだろうというふうに理解するんですけども、これどういう事業だったかもう1回ちょっと説明をお願いできたらと思うんですが。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 債務負担行為の金額について御説明申し上げます。これはデジタ

ル基盤改革支援補助金と言いまして、令和7年までにデジタル化推進をしていくという事業が進んでおります。その分でございまして、人口比に対してその補助基準額の上限額が決まっております。それで算出しまして令和7年までの事業でございまして、上限額3,610万円が上限額でございまして、今でも。とはいえ、昨日もあの事務発議が出たりとか、とにかくデジタル庁のほうからどんどん変更、変更が来ておりまして、事業自体はまだ固まってはいる状態だというふうに見ております。なので、補助金額の上限から2割を足したところでの算出をしておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（安丸眞一郎） 4番、野瀬繁隆議員。

○議員（4番 野瀬 繁隆） 分かりました。いわゆるデジタル庁が進めるデジタル化と言いますか、それに伴ういろんなシステムが役場の中にも入っていると思うんですけども、それを活用して使いやすいようにしようということで、7年度まで。だからある業者が選定されればその工期が7年度までだというふうに理解すればいいんですかね。ちょっと間違っていればお願いします。

○議長（安丸眞一郎） 答弁求めます。村田地域振興課長。

○地域振興課長（村田 まみ） 先ほどの御説明に御答弁いたします。野瀬議員おっしゃられるとおり、これは日本全国で今いろんな自治体があるシステムを使っているという基準になっておりまして、それをマイナンバーカードの制度を入れることで、全部の自治体と同じシステムでいくという標準化ということを行うわけですね。これは令和7年度までに行います。で、業者自体はシステム自体は全国统一になるんですけど、その市町村に入る業者自体はバラバラにはなりますので、契約したところが令和7年度まで構築していくというふうに通常になるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安丸眞一郎） ほかはございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） これで1日目の質疑を終わります。

日程第10. 議案第47号 令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（安丸眞一郎） 日程第10、議案第47号令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） それでは、議案第47号について御説明をいたします。

令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。令和4年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ172万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億708万5,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは6ページの歳出から御説明をいたします。1款1項1目一般管理費につきましては職員の時間外勤務手当4万4,000円を計上させていただいております。2款1項1目につきましては財源の組み替えでございます。2款5項1目葬祭費につきましては葬祭費の件数の増加によりまして18万円の増額補正を計上しております。

次に、8款1項1目一般被保険者保険税還付金補正額150万円でございます。こちらは所得の区分、所得の構成並びに国保料率の影響によりまして150万円を増額補正をさせていただきます。

続いて歳入に移ります。5ページをお願いいたします。4款1項1目保険給付等交付金。普通交付金でございますが708万7,000円の減額補正でございます。6款1項1目一般会計繰入金。合わせまして339万3,000円の増額補正でございます。1節では保険基盤安定繰入金の確定によりまして318万3,000円。5節では、未就学児均等割保険税繰入金の分が申請額として増額として16万6,000円を計上させていただいております。8款3項5目雑入におきまして、過年度分の普通交付税追加交付分を541万8,000円増額で上げさせていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第11. 議案第48号 令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第2号) について**

○議長（安丸眞一郎） 日程第11、議案第48号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。早川健康課長。

○健康課長（早川 正一） 議案第48号について御説明をいたします。

議案第48号令和4年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）。令和4年

度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,377万4,000円とする。第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは6ページの歳出から御説明をいたします。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございます。今回は基盤安定負担金の確定によりまして、保険料等の負担金を82万4,000円減額するものでございます。

続いて歳入5ページをお願いいたします。3款1項1目事務費繰入金。一般会計からの事務費繰入金としまして、48万9,000円の減額補正。2目保険基盤安定繰入金につきましては82万4,000円の減額補正でございます。5款3項1目雑入でございます。市町村事務費負担金決算剰余金の返還金ということで、48万9,000円を計上させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議よろしくをお願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第49号 令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号） について

○議長（安丸眞一郎） 日程第12、議案第49号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。棚町建設課長。

○建設課長（棚町 瑞樹） それでは議案第49号について提案の内容を説明させていただきます。議案書を1枚おめくりください。

議案第49号令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和4年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,015万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億227万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

令和4年12月9日提出。大刀洗町長、中山哲志。

それでは初めに歳出予算から説明いたします。議案書の6ページをお開きください。2款1項1目公共下水道一般管理費、22節償還金・利子及び割引料で34万8,000円の追加でございます。これは過年度分について、人員変更届により使用料の減額が生じた分の還付金が当初予定した金額以上に届出の提出があったための追加でございます。同じく26節公課費で令和4年消費税申告において51万8,000円不足したための追加でございます。2款1項2目公共下水道整備費14節工事請負費で908万3,000円の追加でございます。これは取付管設置に伴い本管工事の延長工事をする必要が出たため617万1,000円、新規の取付管工事による工事必要箇所が出て当初予算で不足するため、291万2,000円追加するものでございます。3款1項2目利子22節償還金・利子及び割引料で農業集落排水事業費長期債等利子利子において、4,000円の不足が出たための追加でございます。同じく22節公共下水道事業費長期債等利子において20万1,000円の不足が出たため追加するものでございます。

次に5ページをご覧ください。歳入について、御説明いたします。4款1項1目1節の一般会計繰入金としまして公共下水道分を750万3,000円の減額、農業集落排水分の4,000円を計上しております。6款1項1目1節の雑入としまして、1,765万3,000円を計上しております。こちらは、他市町村維持管理負担金として3,000円の減、消費税及び地方消費税還付金として46万8,000円の収入があったものでございます。筑後川中流右岸流域維持管理負担還付金として1,718万8,000円、決算の結果、県より還付金の通知が来ているものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（安丸眞一郎） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安丸眞一郎） 1日目は質疑なしと認めます。

○議長（安丸眞一郎） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

散会 午前11時51分